

Cool X Wallet サービス約款

(旧 VCTRADE)

第1章 趣旨・定義

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、SBIVC トレード株式会社（以下「SBIVC」といいます。）及び株式会社 SBI BITS（以下「SBIBITS」といいます。）がお客様に提供するハードウェア・ウォレット「Cool X Wallet」（以下「CXW」といいます。）に関するサービスについて、SBIVC、SBIBITS 及びお客様との権利義務関係を明確にすることを目的とします。

(定義)

第2条 この約款では、以下の用語は次の意味で使います。

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| (1) 「CXW」 | 動産としての SBIVC が指定したハードウェア・ウォレット |
| (2) 「CXW 暗号資産」 | CXW アドレスに記録された暗号資産 |
| (3) 「CXW シード暗号情報」 | 暗号化された CXW シードの暗号を解除するために必要な情報 |
| (4) 「CXW 秘密鍵」 | CXW に格納された秘密鍵 |
| (5) 「CXW アドレス」 | CXW 格納秘密鍵に係るアドレス |
| (6) 「CXW シード」 | CXW 格納秘密鍵を再製するためのシード |

第2章 利用申込み

(申込等)

第3条 お客様は、SBIVC 及び SBIBITS 所定の方法により、SBIVC 及び SBIBITS に CXW サービスの利用を申し込むものとし、SBIVC 及び SBIBITS が承諾した場合にのみ、CXW サービスを利用することができます。

- 2 SBIVC 及び SBIBITS は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても前項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、SBIVC 及び SBIBITS は承諾をしないことがあります。
- (1) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合
 - (2) お客様が SBIVC 又は SBIBITS との取引に関して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布若しくは偽計・威力により SBIVC 又は SBIBITS の信用を毀損若しくは SBIVC 又は SBIBITS の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合
 - (3) TaoTao 株式会社及び SBI VC トレード株式会社の合併の効力発生日である 2021 年 12 月 1 日以前から、SBI VC トレード株式会社の名でインターネットを通じて提供しているサービスである旧 VCTRADE サービスの暗号資産取引口座を開設されていない場合
- 3 CXW サービスは、SBIVC 及び SBIBITS が第 1 項の申し込みを受付け、所定の手続きを完了した時以降に利用を開始します。
- 4 CXW サービスのご利用に必要な通信用の機器などは、お客様にご用意いただくものとします。

(情報共有の同意)

- 第 4 条 お客様は、CXW サービスの申し込みにあたって、SBIVC が保有するお客様の情報のうち取引情報を除くお客様の情報を、CXW サービスの提供のために必要な範囲で、SBIVC が SBIBITS と共有することにつき、ご同意いただいたものとします。
- 2 お客様は、CXW サービスの申し込みにあたって、SBIBITS が保有するお客様の情報を、CXW サービスの提供のために必要な範囲で、SBIVC と共有することにつき、ご同意いただいたものとします。

第 3 章 CXW サービス

(サービスの概要)

第5条 この約款では、以下のサービスをご提供します。以下「CXW サービス」と総称します。

- (1) CXW の貸与サービス (第6条から第9条まで)
SBIVC が CXW をお客様に貸与するサービスです。
 - (2) CXW シードの管理サービス (第10条第1項)
CXW の紛失などにより CXW を使えなくなった場合、お客様ご自身で CXW 暗号資産を CXW アドレスから取り出すことができなくなります。CXW 暗号資産を取り出すためには、CXW 秘密鍵と同じ秘密鍵を再製する必要があります。これは CXW シードを使うことで可能です。CXW 秘密鍵を再製するために、SBIVC は、お客様に CXW シードの管理サービスを提供します。
 - (3) CXW シード暗号情報の管理サービス (第10条第2項)
CXW シードは、セキュリティの観点から、暗号化されております。SBIBITS は、かかる暗号を解除し、CXW シードから CXW 秘密鍵を再製することを可能にするための暗号情報をお客様のために管理するサービスを提供します。
 - (4) CXW 暗号資産の回復サービス (第11条)
実際に、CXW を紛失などされた場合は、SBIVC 及び SBIBITS は、CXW シードの管理サービスにより SBIVC が管理しているシード及び CXW シード暗号情報の管理サービスにより SBIBITS が管理している CXW シード暗号情報を使って秘密鍵を再製後、再製された秘密鍵を使って、一旦、SBIVC が管理するアドレスにて受領後、CXW 暗号資産を SBIVC が指定するウォレット (以下「新規指定ウォレット」といいます。) のアドレスに移転します。
- 2 前項各号のサービスは、分割して申し込むことはできず、一括してのみお申し込みいただけます。

(CXW の郵送)

第6条 SBIVC は、お客様に対して CXW を郵送します。

- 2 CXW の郵送先は、SBIVC の指定する方法でお客様から申告された住所とします。

(CXW の所有権の帰属等)

第 7 条 CXW の所有権は SBIVC に帰属します。

2 SBIVC は、お客様に対して CXW を貸与します。

(CXW の使用方法)

第 8 条 お客様は、CXW を <https://www.sbicxw.com/>又は SBIVC が別途指定するウェブサイト（以下、併せて「SBIVC ウェブサイト」と総称します。）に掲載された SBIVC の指定する使用方法に従って使用するものとします。

2 お客様にお届けした CXW のユニークペアリングコードは、お客様の SBIVC の取引画面において表示します。

3 SBIVC からの CXW に関連する情報は、SBIVC ウェブサイトを通じてお知らせします。

4 お客様が貸与を受けた CXW について不具合等が発生した場合、SBIVC は、SBIVC ウェブサイトを通じてお客様にお知らせするカスタマーセンターにて、不具合等の詳細を聴き取ったうえで、不具合等の解消のための措置をとるものとします。ただし、第 1 項所定の使用方法に違反して使用したことに起因する不具合等については、お客様に新しい CXW への交換及びそれに係る諸費用のご負担等をお願いすることがあります。

5 お客様は CXW につき以下の行為を行うことを禁止されます。

- (1) CXW をお客様以外の第三者に譲渡すること
- (2) CXW の占有をお客様以外の第三者に移転すること
- (3) CXW をお客様以外の第三者に使用させること
- (4) CXW に質権その他の担保権を設定すること

(CXW 秘密鍵の使用権限)

第 9 条 CXW 秘密鍵の使用権限は、お客様に帰属します。

2 お客様は、SBIVC 及び SBIBITS の関与なく、CXW 秘密鍵のみで、CXW アドレスに記録された暗号資産を移転することができます。

(CXW シードの管理委託)

第 10 条 SBIVC は、秘密鍵の再製を実施するために、CXW シードをお客様の委託を受

- けて管理します。
- 2 SBIBITS は、秘密鍵の再製を実施するために、CXW シード暗号情報をお客様の委託を受けて管理します。
 - 3 SBIVC 及び SBIBITS は、それぞれ、CXW シード及び CXW シード暗号情報を独立して管理するものとし、この約款で認められる場合を除き、CXW シード及び CXW シード暗号情報を共有してはならず、かかる共有が行われないための態勢を整備します。

(CXW 暗号資産の回復)

- 第 11 条 お客様は、CXW の紛失その他 SBIVC が適当と認める事由により CXW を使うことができなくなった場合、SBIVC 及び SBIBITS に対して、各社指定の方式で、CXW 暗号資産の回復を申し込むことができます。
- 2 SBIVC 及び SBIBITS は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても前項の CXW 暗号資産の回復を行わないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、SBIVC 及び SBIBITS は CXW 暗号資産の回復を行わないことがあります。
 - (1) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合
 - (2) お客様が SBIVC 又は SBIBITS との取引に関して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布若しくは偽計・威力により SBIVC 又は SBIBITS の信用を毀損若しくは SBIVC 又は SBIBITS の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合
 - (3) お客様ご本人による CXW 暗号資産の回復の申し込みであることを確認できない場合
 - 3 第 1 項に基づく申し込みにあたって、SBIVC が指定するウォレット（以下「新規指定ウォレット」といいます。）の利用申し込みを完了しなければならないものとします。新規指定ウォレットに係るサービスの対価等は、その新規指定ウォレットに係るサービスに関する約款の定めに従います。
 - 4 SBIVC は、以下の手順で、CXW 暗号資産の回復を行います。
 - (1) SBIVC は、新規指定ウォレットがお客様のお手元に届き、かかるウォレ

ットを起動するための作業が完了したことを確認します。

- (2) その後、SBIVC は、第 10 条に基づいて SBIVC の管理する CXW シード、及び SBIBITS の管理する CXW シード暗号情報を使い、お客様の CXW 秘密鍵を再製します。
 - (3) SBIVC は、CXW 秘密鍵を再製後、再製された秘密鍵を使って、紛失された CXW の CXW アドレスに記録されている CXW 暗号資産を、お客様の新規指定ウォレットに係るアドレスに移転します。
 - (4) SBIVC は、この移転作業が完了後、直ちに、再製された秘密鍵は削除します。
- 5 SBIVC 及び SBIBITS が認める場合を除き、お客様は、SBIVC 及び SBIBITS の指定する方法及び態様以外で、ウォレット格納秘密鍵に係るアドレスに記録された暗号資産の回復を求めることができません。
- 6 本条に基づく CXW 暗号資産の移転のために発生する費用（CXW 暗号資産を新規指定ウォレットに移転するための手数料など）は、お客様の負担とします。

(CXW 暗号資産の預託ではないことの確認)

- 第 12 条 CXW サービスの一環として、SBIVC が秘密鍵を管理するアドレスで再製されたお客様の CXW 暗号資産を管理する場合を除き、お客様は、CXW サービスにより、SBIVC 及び SBIBITS が CXW 暗号資産の預託を受けるものではないことを理解したことを確認します。

(CXW サービスの期間)

- 第 13 条 CXW サービスの期間は、指定ウォレットがお客様のお手元に届いた日の属する月の翌月 1 日から 24 か月間とします。

(再委託)

- 第 14 条 SBIVC は、第 10 条 1 項に基づく CXW シードの管理、並びに第 11 条に基づく CXW 暗号資産の移転を、SBIBITS は、第 10 条第 2 項に基づく、CXW シード暗号情報の管理を、SBIVC 及び SBIBITS は、CXW 暗号資産の回復サービスを、それぞれ SBIVC 又は SBIBITS が適当と認める第三者に再委託することができます。
- 2 前項に基づき SBIVC 又は SBIBITS の業務を第三者に再委託した場合は、委

託を行った者が再委託先を管理する責任を負います。

(CXW サービスの対価など)

第 15 条 お客様は、CXW サービスの対価として、7,200 円（税抜）を SBIVC に支払うものとし、かかる対価は、第 13 条所定の CXW サービスの期間である 24 か月に対応して 24 回の分割払いとします。このため、お客様は、SBIVC に対して、毎月 300 円（税抜）を支払うものとし、

第 5 章 CXW 暗号資産の送付

(CXW 暗号資産の送付)

第 16 条 SBIVC 及び SBIBITS は、以下のいずれかの事由が発生した場合、CXW シードを使って CXW 秘密鍵を再製したうえで、CXW 暗号資産の全部又は一部を、SBIVC 及び SBIBITS が適当と判断するアドレスに送付することができます。

- (1) お客様の同意がある場合
 - (2) CXW の充電用のリチウムイオン電池の耐用期間の満了その他 CXW に起因する事象から暗号資産を保全する必要性が発生したと SBIVC 及び SBIBITS が判断する場合
 - (3) 資金決済法その他の法令の改正により、CXW サービスの継続が困難となったと SBIVC 及び SBIBITS が判断した場合
 - (4) 上記第 1 号から第 3 号以外で、この約款の義務違反を解消するために必要なときなど、SBIVC 及び SBIBITS が適当と判断する事由が発生した場合
- 2 前項第 2 号から第 4 号までのいずれかの事由に基づいて、SBIVC 及び SBIBITS が、CXW 暗号資産の送付を行う場合、SBIVC 及び SBIBITS は、事前に相当期間を置いて、かかる送付を行うことをお客様に告知するものとし、お客様に、ご自身で CXW 暗号資産の送付の機会を与えるものとし、
- 3 本条に基づく CXW 暗号資産の送付のために発生する費用（CXW 暗号資産を新規指定ウォレットに送付するための手数料など）は、お客様の負担とします。

第 6 章 免責事由など

(免責)

第 17 条 次の各項に掲げる事由によりお客様に生じた費用、損失及び損害（以下「損害等」といいます。）については、SBIVC 及び SBIBITS はその責めを負わないものとします。

- (1) お客様が CXW の使用方法に従わないことによって、お客様が負担した損害等
- (2) お客様は、CXW 秘密鍵の使用により負担した損害等
- (3) 天災地変、内乱、暴動、内外法令の制定、改廃、公権力による命令、処分、指導、争議行為、火災、停電、通信手段の不通、銀行取引の不能、市場の取引不能その他の不可抗力による SBIVC 又は SBIBITS の義務の全部又は一部の履行遅延若しくは履行不能、金銭又は暗号資産の授受等の遅延又は不能により生じた損害等
- (4) 電信、インターネット又は郵便の誤謬、誤配、遅延等、SBIVC 又は SBIBITS の責めに帰すことのできない事由により生じた損害等
- (5) SBIVC 又は SBIBITS にお客様から申出のあった情報に基づいて CXW 暗号資産の授受その他の処理が行なわれたことにより生じた損害等
- (6) お客様が入力したか否かに係らず、入力されたメールアドレス及びログインパスワードと SBIVC 又は SBIBITS に登録されているメールアドレス及びログインパスワード（二要素認証その他のセキュリティ措置を含みます。）の一致を確認して行なわれた指示により、CXW 暗号資産の回復その他の処理が行なわれたことにより生じた損害等
- (7) お客様と SBIVC 又は SBIBITS とを結ぶ通信回線及びシステム機器の瑕疵、障害又は通信速度低下、回線の混雑等により生じた損害等
- (8) お客様からの CXW 暗号資産の回復の利用申込みその他のお客様からの指示に関するシステムに起因する損害等（お客様のスマートフォン等のハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動及び処理速度の低下、SBIVC 及び SBIBITS 並びに SBIVC 及び SBIBITS の委託先のコンピュータシステム、ソフトウェアの故障、誤作動及び処理速度の低下、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動及び処理速度の低下（第三者による妨害、侵入、

情報改変等による場合を含む) を含みます。)

- (9) CXW サービスに関連してお客様に提供する情報につき、誤謬、欠陥があったことにより生じた損害等 (ただし、SBIVC 及び SBIBITS に故意又は重過失がある場合を除きます。)
 - (10) お客様に対する法的措置によりお客様に生じた損害等
 - (11) 暗号資産に対する法律、政令、規則、命令、通達、条例、ガイドラインその他の規制若しくは関連した税制の将来の変更が過去に遡及した場合に、これによりお客様に生じた損害等
 - (12) CXW サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更又は情報の削除又は消失、お客様との CXW サービスの解約、CXW サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他 CXW サービスに関連してお客様が被った損害等
 - (13) SBIVC 又は SBIBITS がこの約款上の SBIVC 又は SBIBITS の義務の履行若しくは権利の行使又はこの約款に基づいて SBIVC 又は SBIBITS の実施した措置に関連したお客様が被った損害等
 - (14) CXW のユニークペアリングコードを第三者に知られたことにより、お客様が被った損害等
 - (15) CXW の紛失、盗難、その他の態様による CXW の占有をお客様が喪失したことによりお客様が被った損害等
- 2 第 12 条のとおり、SBIVC 及び SBIBITS は、CXW サービスにおいて、CXW 暗号資産の預託を受けるものではないため、SBIVC 及び SBIBITS は、お客様に対して、CXW 暗号資産の移転、受領、その他 CXW 暗号資産の管理に関して一切の責任を負いません。ただし、SBIVC による第 16 条所定の CXW 暗号資産の送付についてはこの限りではありません。
- 3 次の各項に掲げる CXW 暗号資産に固有の事由によりお客様に生じた損害等については、SBIVC 及び SBIBITS は、一切の責任を負いません。
- (1) 暗号資産ネットワークや特定の取引所に対するサイバー攻撃に起因する損害等
 - (2) 暗号資産の価格の変動によりお客様が被った損害等
 - (3) 暗号資産の決済完了が保証されない性質により、取引が遡って無効になることで生じた損害等
 - (4) 暗号資産のハードフォーク (不可逆的な仕様変更) が生じて、暗号資

- 産の取引台帳が2つに分岐し、相互に互換性がなくなることで、価値が下落し、又は取引が遡って無効になる等により生じた損害等
- (5) 暗号資産のハッシュレート（マイナーの計算力）全体の51%以上を悪意ある者が保有することで不正な取引が生じて暗号資産の価値がなくなることにより生じた損害等
 - (6) 暗号資産の取引（SBIVCが運営する暗号資産交換所における取引に限られません。）に関連してお客様が被った損害等
 - (7) 第1号から前号までのほか、SBIVC又はSBIBITSの責めに帰すことのできない暗号資産又はそのブロックチェーンに関連した事由により生じた損害等
- 4 CXW サービス又はSBIVC若しくはSBIBITSウェブサイトに関連してお客様と第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、お客様の責任において処理及び解決するものとし、SBIVC及びSBIBITSはかかる事項について一切責任を負いません。
- 5 SBIVC及びSBIBITSのウェブサイトのリンク先及びSBIVC及びSBIBITSのウェブサイトへのリンクが提供されている場合、SBIVC及びSBIBITSは、SBIVC及びSBIBITSウェブサイト以外のウェブサイトについて一切責任を負いません。
- 6 債務不履行、不法行為、その他法律上の請求原因を問わず、SBIVC及びSBIBITS又はSBIVC若しくはSBIBITが、お客様に対して賠償する損害の範囲は、①当社の行為を直接の原因として現実に発生した通常の損害に限定され、間接損害、特別損害等を含まず、かつ、②SBIVC及びSBIBITSが賠償する損害額の合計につき、1千万円を上限とします。

第7章 期限の利益の喪失

(期限の利益の喪失)

第18条 お客様は、お客様について次に掲げる各号のいずれかの事由が生じた場合、SBIVC及びSBIBITSから通知、催告等がなくても、CXWサービスに係るお客様のSBIVC及びSBIBITSに対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちにその債務のすべてを弁済するものとし、

- (1) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始若しくはこれら

に類する手続の開始の申立てがあった場合

- (2) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合
- (3) CXW サービスに係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送された場合
- (4) お客様の SBIVC 又は SBIBITS に対する CXW サービス又は一切の債務について差し入れられている担保の目的物について差押又は競売手続の開始があった場合
- (5) 租税公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 住所変更の届出を怠るなど、お客様の責めに帰すべき事由によって、SBIVC 及び SBIBITS にてお客様の所在が不明となり又は連絡不能となった場合
- (7) お客様が死亡した場合又は制限行為能力者となった場合

2 お客様は、お客様について次に掲げる各号のいずれかの事由が生じた場合、SBIVC 及び SBIBITS からの通知、催告等によって CXW サービスに係るお客様の SBIVC 及び SBIBITS に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務のすべてを弁済するものとします。

- (1) CXW サービスに係る債務、又はその他一切の債務のいずれかについての一部でも履行を遅滞した場合
- (2) お客様がこの約款又はその他 SBIVC が指定する CXW の使用方法等に違反した場合
- (3) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき SBIVC 及び SBIBITS が判断した場合

3 お客様が SBIVC 又は SBIBITS に対する債務を履行しなければならない場合、SBIVC 又は SBIBITS が、SBIVC 又は SBIBITS の判断によって当該債務とお客様の SBIVC 又は SBIBITS に対する債権とを、その期限到来の有無にかかわらず、いつでも相殺することができます。

4 お客様の弁済額がお客様の債務の全額を弁済させるのに足りないときは、お客様が SBIVC 又は SBIBITS に対して有する一切の債権につき、SBIVC 又は SBIBITS が各々適当と認める順序方法により弁済充当します。なお、前項の相殺の場合にも同様とします。

第8章 解約

(解約)

第19条 次に掲げるいずれかに該当する場合には、この約款は解約されます。

- (1) お客様が SBIVC 及び SBIBITS 所定の方法により、CXW サービスの解約を申し出た場合
- (2) SBIVC 及び SBIBITS が CXW サービスの解約を申し出た場合
- (3) お客様が SBIVC に対する口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、SBIVC がお客様に解約を申し出た場合
- (4) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、SBIVC 又は SBIBITS が解約を申し出た場合
- (5) お客様が SBIVC 又は SBIBITS との取引に関して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布若しくは偽計・威力により SBIVC 又は SBIBITS の信用を毀損若しくは SBIVC 又は SBIBITS の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由により SBIVC 又は SBIBITS がお客様に解約を申し出た場合
- (6) お客様が SBIVC 及び SBIBITS のシステムに対して、著しく多くのアクセスを行うことにより相当の負荷がかかることとなり、他のお客様の取引に影響を及ぼす状況であると認められ SBIVC 及び SBIBITS がお客様に解約を申し出た場合
- (7) 第18条第1項又は第2項の各号のいずれかにお客様が該当し、SBIVC 及び SBIBITS がお客様に解約を申し出た場合
- (8) 第13条所定のサービス期間（SBIVC 及び SBIBITS が延長を通知した場合は、当該延長後のサービス期間）が満了した場合

2 前項に基づく解約にあたっては、SBIVC 及び SBIBITS の指定する時期・方法で、お客様に、CXW 暗号資産のすべてを別のウォレットに送付していただきます。

3 第1項の規定に基づいてこの約款が解約されたときは、SBIVC 及び SBIBITS

とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。このため、CXW サービスの対価の未払いがある場合は、お客様は、かかる未払分をこの約款に従って支払う必要があります。

第9章 雑則

(届出事項の変更)

第20条 お客様は、SBIVC 又は SBIBITS に届け出ている氏名、住所その他の事項に変更があった場合、その旨を SBIVC 又は SBIBITS 指定の方法にて届け出ていただきます。

(通知)

第21条 お客様は、CXW サービスにおいて SBIVC 及び SBIBITS がお客様に提供することが法律上求められる書面（今後の法令改正により求められるものを含みます。）については、紙媒体による書面の交付に代えて、これに記載すべき事項を次に掲げるいずれかの方法により提供することを承諾するものとします。

(1) 電子メールをお客様に送信する方法

(2) SBIVC 又は SBIBITS ウェブサイトにおいて、ファイル又はデータをお客様の閲覧に供する方法

(3) その他 SBIVC 及び SBIBITS が適切と認める電磁的方法

2 SBIVC 及び SBIBITS からお客様への通知は、この約款に特段の定めがない限り、SBIVC 及び SBIBITS が適切と認める方法により行うものとします。

3 SBIVC 又は SBIBITS からお客様への通知を電子メールの送信又は SBIVC 又は SBIBITS ウェブサイトへの掲載により行う場合には、当該通知は、それぞれ電子メールの送信又は SBIVC ウェブサイト又は SBIBITS ウェブサイトへの掲載がなされた時点で効力を生じるものとします。

(譲渡禁止)

第22条 お客様は、この約款上の地位及びそれに基づく権利義務を第三者に譲渡、移転又は質入れその他の処分できません。

(損害賠償)

第 23 条 お客様が、この約款に違反して SBIVC 及び SBIBITS に損害等を与えた場合は、SBIVC 及び SBIBITS に対しその損害等を賠償しなければなりません。

(準拠法及び管轄)

第 24 条 この約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されます。CXW サービスに関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(約款の変更)

第 25 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更されることがあります。

2 変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その内容を、SBIVC 及び SBIBITS の指定する方法で、ご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取扱います。

3 前項の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合は、SBIVC 又は SBIBITS ホームページ上の掲示による方法に代えることができるものとします。